

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、最上川流域下水道事業（村山処理区）流域下水道施設撤去に伴う鉄くず等売り払いについて、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 7 年 4 月 10 日

山形県村山総合支庁長 岡崎 正彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県村山市楯岡笛田四丁目 5 番 1 号
山形県村山総合支庁北村山地域振興局 4 階入札室
- (2) 日時 令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 10 時 30 分

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する物品の名称及び予定数量

最上川流域下水道事業（村山処理区）流域下水道施設撤去に伴う鉄くず等売り払い

鉄くず 69.5 t

銅くず 0.05 t

- (2) 入札に付する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 引渡期間 契約締結日から令和 7 年 6 月 30 日（月）まで
- (4) 引渡場所 村山浄化センター 村山市大字大久保寄込 3 8 7 6
- (5) 入札方法

(1) の鉄くず、銅くずごとの 1 t 当たりの単価により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下 2 桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1 年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定

する者に該当する者を除く。).

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 県内に本店又は営業所等を有すること。

(9) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

(10) 計量法に規定している定期検査を受検した特定計量器での計量が山形県内で可能であること。

(11) 県の求めに応じて一般計量証明用事業所による計量証明書の提出が可能であること。

(12) 契約物件引渡し後契約金額納付までの期間、契約物件を適切に管理することが可能であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県村山市楯岡笛田四丁目5番1号

山形県村山総合支庁建設部北村山建設総務課経理係

電話番号 0237-47-8652

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県村山総合支庁建設部北村山建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

2の(5)により見積もった単価に2の(1)の予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5に相当する金額以上の額。

(2) 契約保証金

契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年4月21日（月）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部北村山建設総務課経理係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により売却手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。